

二事業主丸山隆則自丹貞司 岡田政次郎ノ三名ヲ從來通り使用スルコト
 三事業主八前湯餅屋者四名ノ對シ解雇手續トシテ金百四十円ヲ支給スルコト
 四事業主本件關係シテ更ニ犧牲者ヲ出サス尚不當ノ至迫リ為サルニト
 昭和七年七月二十一日

誓約書

自分等親戚ニ就テ八前湯餅屋上店主ノ命ヲ守リ誠實ニ業務ニ従事致スルヲ誓約ス
 昭和七年七月二十一日
 右従業員 氏名 (印)
 市設上野食堂經營者 杉田儀助 殿

事業主 杉田儀助 (印)
 従業員代表 堂政政雄 (印)
 調停官補 岡田政次郎 (印)
 清水謙一郎 (印)



7. 9. 17
 2269

労務第三九二六號

昭和七年九月十三日

警視總監 藤沼庄平

内務大臣 山本達雄 殿
 社會局長 官殿
 埼玉縣知事 殿

發生八九 解決八九
 使用労働者 一〇五
 爭議参加者 九一
 關係労働組合

労働局長
 労働課長
 労働課長

上野食堂伯陽軒労働爭議ニ關スル件 (發生ニ解決)

要旨

- (一) 會社従業員代表針生久祐ヲ九月二日解雇ス
- (二) 従業員一部ハ九月五日罷業ヲ決行ス
- (三) 九月九日所轄上野警察署ノ斡旋ニ依リ解決ス

標記食堂ニ勞働爭議發生シ、従業員ノ一部ハ同盟罷業ヲ爲シタル
 九、九月九日所轄上野警察署ノ斡旋ニ依リ解決セリ。其狀況左記ノ